

公益財団法人福井県スポーツ協会 個人情報等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）に規定する個人情報を含む、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の適正な取扱いに関して、本会の役職員等が遵守すべき事項を定め、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次に規定するもののほか、保護法又は番号法において使用する用語の例による。

(1) 役職員等

「役職員等」とは、本会に所属するすべての役員（会長、副会長、理事及び監事）及び事務局職員をいう。

(2) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって任命された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

2 専門委員会委員及び本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、秘密保持誓約書を取るなど、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 理事長は事務局長を個人情報管理責任者として任命し、本会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める

場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 本会の名称及び連絡先

(2) 個人情報等の利用目的

3 前項において、本人から書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

（利用目的及び個人情報の利用）

第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、本会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知した利用目的の範囲内でなければならない。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人データの第三者提供）

第7条 法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人データ（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。ただし、業務委託を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 事前に個人情報管理責任者による承諾を得るものとする。

(2) 本会との間に、秘密保持誓約書又はこれに準ずる契約を締結するものとする。

(3) 本会が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

（個人データの正確性確保）

第8条 個人データは、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

（安全管理）

第9条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第 10 条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人データの消去・廃棄)

第 11 条 利用する必要がなくなった個人データについては、速やかに当該個人データを消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第 14 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(保有個人データの開示請求)

第 15 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が請求した方法により開示するものとする。

(保有個人データの訂正等請求)

第 16 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除を行うものとする。また訂正、追加又は削除を行った場合は、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権）

第 17 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）法令の規定による場合

（2）本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

（苦情の処理）

第 18 条 個人情報管理責任者は、相談窓口を設置し、個人情報等に関する苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

（個人情報等に関する取扱規則）

第 19 条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、必要に応じて理事長が別に定めるものとする。

（改廃）

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。